

令和3年度 第2回長野県社会福祉審議会福祉サービス
第三者評価推進専門分科会 議事録

日 時：令和4年3月24日（木）

午前10時30分～午前11時30分

場 所：長野県庁西庁舎1階108号会議室

1 開 会

2 あいさつ

（山崎地域福祉課長あいさつ）

3 会議事項

(1) 評価基準の策定（放課後児童クラブ）について（資料1）

（大林福祉監査幹）

それでは、第3の会議事項に入らせていただきます。議長につきましては、分科会運営要領第5の規定によりまして、分科会長が務めることとされておりますので、以後の進行につきましては、中島分科会長様をお願いいたします。なお、本日の会議は原則として公開とさせていただきますので御了承願います。それでは、中島分科会長さん、お願いいたします。

（中島分科会長）

それでは、これより、私が議事を進行させていただきます。スムーズな進行ができますよう皆様の御協力をお願いいたします。最初に会議事項（1）の評価基準の策定（放課後児童クラブ）について事務局から説明願います。

（事務局 資料1説明）

（中島分科会長）

ありがとうございました。1ページの内容評価基準のこの長野県独自の項目は、保育所にも含まれていたかと思いますが。

（事務局）

保育所でも県内産の項目がありまして、同様の観点となります。

（中島分科会長）

あちらは食育でしたか。

（事務局）

そうです。

(中島分科会長)

観点としては同じようなものを入れ込んだということです。ただいまの説明について御意見、御質問いかがでしょうか。前回、御欠席は六川委員さんと塩崎委員さんだったかな。ほかの方からは前回いろいろと御意見を伺って、それを基にした修正だと思います。いかがでしょうか。どうぞ、塩崎委員さん。

(塩崎委員)

昨日、資料が届いて見させてもらったんですけども、今の内容については特に意見の方はありません。

(中島分科会長)

分かりました。六川委員さんいかがでしょう。

(六川委員)

私も特に意見はありません。大丈夫です。

(中島分科会長)

私の方から一ついいですか。岡田委員さんにお伺いしたいんですけども、利用者調査の所で保護者にとっていますけども、ほかのところでは子供自身にとっているところはあるのでしょうか。もしあれば教えてください。

(岡田分科副会長)

今回、国の方では利用者調査について特に議論がなくでですね、進められていまして。放課後児童クラブ、平成 27 年か何かに小学校 6 年生まで対象が増えているんですけども、実は東京都の方でも、まだ放課後児童クラブの評価基準が出来てない関係もありまして、まだ利用者調査については議論がされてないところです。一般的にほかの種別でいうと社会的養護関係施設、小学校 4 年生以上みたいな形になっていて、私も放課後児童クラブの評価をした時も、都内で非公式に実施したことがあるんですけども、やっぱり保護者アンケートだけでしたね。それで実施したっていう経緯があります。それはその頃は評価対象となった放課後児童クラブがやっぱり小学校 3 年生、あるいはいらっしゃったとしても 4 年生少しいうような放課後児童クラブでしたので、なかなか直接アンケート、自記入で書くってのは難しいかなというところの判断で保護者のみの調査にした経緯はあります。大体そんなところですかね。

(中島分科会長)

分かりました。将来的にはそこは考えていくんでしょうかね。私は、子どもによる評価は入った方がいいんじゃないかと思ってるんです。小さい子は無理にしろ、社会的養護に準じたような形ではあった方がいいのかとは思っています。そこら辺の議論は何かありますか。まだ全然手付かずという感じなんですか。

(岡田分科副会長)

そうですね。公の会議体では議論はされてはいないんですけども。やはり利用者本位の福祉を実現ってということで考えると、やっぱり実際利用している子供たちに何らかの形でアンケートを、あるいは聞き取りですかね。そういう方法で検討進めていかれてもいいのかなとは思いますが。以上です。

(中島分科会長)

はい。分かりました。今回の議題ではないんですけど、将来的にそういうような動きができればいいと、検討いただければと思います。あと実態として長野県の場合は、年齢構成が分かりますか。やっぱり小さい子が多いんでしょうか。あるいは4年生以上とか。

(事務局)

はい。こども・家庭課家庭支援系の宮下です。そうですね、6年生まで今拡大というか、今利用可能になってますが、やはり多いのは4年生、3年生までが多いとは聞いております。以上です。

(中島分科会長)

分かりました、ありがとうございます。ほかの委員さん、よろしいでしょうか。御意見、御質問等ないようであれば、すみません。小宮山委員から質問がありました。忘れておりました。

(事務局)

はい。今日御欠席の小宮山委員から事前に御意見を頂いておりますので紹介をさせていただきます。まず、評価基準の内容ですが、A-1-(3)-③の所ですが、評価基準の考え方と評価の留意点の、地域の高齢者や専門家について、高齢者や専門家と限定しているのには理由があるのでしょうか。例えば地域住民といった方がよいのではないかと思います、ということの御意見です。これはですね、1ページの所の下の表のですね、A⑥のA-1-(3)-③の、この追加の項目に関して御意見でございます。私としては想定として、高齢者の方が特に地域の活力として想定されると考えられましたので、このような規定を考えておりましたが、確かに高齢者に限るということでなくて、地域住民といった方が広く捉えることもできますので、この点については、そのような変更ということで検討をさせていただきます。

続きまして2点目ですが、利用者調査票についてでございます。利用者調査票の問1、放課後児童クラブの運営を知っていますかの回答2の、どちらともいえないは必要ないのではないのでしょうか。知っているという問いなので、はいか、いいえのみでよいと思われそうです。適宜修正をしてくださいますとありますが、紛らわしい箇所は初めからない方がよいのではないのでしょうかということでもあります。この点については、86ページの所の問1の質問内容についてです。この放課後児童クラブの運営方針を知っていますかの答えの仕方が1、2、3とありますが、2のどちらともいえない、これは知っているか、知らないかの答えなので、紛らわしいのではないのでしょうかということです。確かに知っているか、知らないかで答えができると思いますので、こちらについても変更するという点で検討させ

ていただきたいと考えております。

3点目が、児童クラブの運営についてですが、そもそも、放課後等児童クラブは、児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業第6条の3の第2項に基づいて実施される事業です。今回の第三者評価（案）の中でも運営方針等の事業運営の核心を問う項目はありますが、こうした評価制度の中で評価するというより放課後児童健全育成事業については、設置主体がまずはきちんと広報し、理解を深めてもらう手だてを講ずる必要があるのではないのでしょうか。現状では、児童の健全育成に寄与するというよりは、親の養育機能の担保という意味合いだけが強調されているように思われますという御意見です。この御意見については、放課後児童健全育成事業全体に対する課題ですので、第三者評価の観点からは、すぐに解決するという事はなかなか難しいと思われますので、県としましても、この事業に対する課題があるということ認識させていただきます。御意見として頂戴いたしました。私からは以上です。

（中島分科会長）

確認ですが、最初の質問については、高齢者、専門家という所を地域の住民等に検討し直すということですね。これ見ると、評価基準の1ページ、地域の大人というのも書いてあります。そこら辺も含めということになりますか。

（事務局）

そうですね、はい。含めて、書き方を再検討します。

（中島分科会長）

よろしくお願ひします。2番目の質問については知っているか、いないかだから、どちらともいえないは取る方向で考えるということですか。

（事務局）

はい。

（中島分科会長）

3番目の質問は、放課後児童健全育成事業全体の問題なので今後というか、第三者評価にはなじまないの、別のところで検討いただくということですかね。そういうことでよろしいでしょうか。皆さん今の御意見、御質問等加えてよろしいですか。ないようですので会議事項（1）評価基準の策定、児童クラブについては以上といたします。

（2）受審目標の設定について（資料2）

（中島分科会長）

続いて会議事項（2）受審目標の設定について事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料2説明）

(中島分科会長)

ありがとうございました。前回の議論で、ここは大分時間取ったかと思います。事務局から説明がありましたように、一つは各年でやった方がいいんじゃないか、それから最初の数値がちょっと低かったのもうちょっと増やした方が良いという御指摘だったかと思えます。それを基に今回こういう案が出てまいりました。これについても欠席されていた塩崎委員、六川委員、御意見等あれば。もちろんほかの方もかまいませんけども、いかがでしょうか。この案につきまして、まず塩崎委員さんからお願いします。

(塩崎委員)

まず一つ目なんですけれども、この目標を設定したってことで、この目標は3年間この数字でいくのか、毎年、毎年数字は一応洗い直して、その状況に応じて変えていくのかっていうところを教えてくださいなんですけれども。

(事務局)

基本的には3年間の目標として設定していきたいと考えています。ただ各年の目標値、令和4年だったり令和5年の目標値がありますので、そこはちょっと実績と見合わせて検討もしていきたいと思えます。

(塩崎委員)

はい。

(中島分科会長)

よろしいですか、塩崎委員。

(塩崎委員)

はい。

(中島分科会長)

はい。岡田委員さんお願いします。

(岡田分科副会長)

ちょうど今回基準が新たに策定された、放課後児童クラブについてなんですけれども。ほかの種別と異なって、国の予算で受審について第三者評価受審加算ということで30万円加算が付くようになったんですね。なのでほかと大きく違いますので、要はその金額で受審を放課後児童クラブがした場合には、いわゆる持ち出しゼロで受審ができるっていうことで、非常に促進する効果的な加算が付いたなどは捉えてはいるんです。その場合にはほかの種別で2%ということで、累計で9クラブということなんですけれども、若干高めの想定でもいいのかなとは思いますが、その辺りどうでしょうかね、はい。

(事務局)

そうですね、児童クラブの目標の設定についてはちょっと悩んだところがあったんで

すが、保育所のようにですね、努力義務化になっていないという点を考慮して、また一番最初ですので、どのような出だしになるか分からないということで、過去の、実績の受審率を採用して、今回設定をしました。

(岡田分科副会長)

はい。分かりました。いずれにせよ数値目標はこれでいいかなとは思っています。そういった理由であれば。ただし受審促進でそういう受審加算があるよってというような事を、評価機関の方には周知はもちろんですけど、各放課後児童クラブにも受審加算っていう仕組みがありますよというようなことで、受審促進の方でアナウンスしていただければなと思います。はい。以上です。

(中島分科会長)

その点お願いしてください。この受審加算というのは来年度からなんですか、もう今年度既に始まっているのでしょうか。

(岡田分科副会長)

実は今年度から既に始まっております。3年に1回30万円ですね、受審した場合には加算が付くというような立て付けになってますので、制度の方ですね。多分もしかしたら、今年度もう既にそういう制度になってるんですけど、放課後児童クラブの方で知らない、あるいは評価機関の方でまだ知らなかったっていうところもあるかと思っておりますので、その情報についても受審目標とはちょっと違う議論で、受審促進の方で何かPRしていただければなと思いますね。はい。

(中島分科会長)

是非お願いします。30万円大きいですよ。

(事務局)

分かりました。児童クラブの受審促進についてはですね、今回対象となったことと受審の加算ですかね、県のこども・家庭課と連携しながら児童クラブについても周知をしていきたいと考えています。

(中島分科会長)

そのほか、西村委員さん。

(西村委員)

質問なんですが、受審が義務化されていないところは、本当にごく僅かなところで、受審してるってような状況かと思うんですけど、逆に受審しているところがどんな動機というかで受けてらっしゃるのか分かれば、もう一度教えてください。

(事務局)

はい。受審事業者からのですね、実施後のアンケートを見ますと、大きく二つに分かれ

と思うんですけど、やはり公立の、例えば保育園とかでは、市町村が受審するように決めたというようなことや、あとは法人ですね、法人が決めて受審をするというようなところもありますし、また片方では、やはり自身のですね、サービスの質の向上を目指すために外からの御意見を頂きたいために受審するといった御意見も頂いております。

(中島分科会長)

六川委員さん、何かございますか。

(六川委員)

ちょっとこれとは関係ないのかもしれないんですけども、保育所とかそういった放課後児童クラブには加算が付いて、お金が出るってということなので、高齢者の方もね、そういうのがあればいいかなと思いました。

(事務局)

その点については、これまでもそのような議論があったんですが、なかなか県独自でというのはすぐには難しい状況です。また国の状況も見ていきたいと考えています。

(中島分科会長)

六川委員さん。今の回答でよろしいですか。

(六川委員)

はい。大丈夫です。

(中島分科会長)

そのほか。塩崎委員さんどうぞ。

(塩崎委員)

はい。度々で申し訳ありません。目標は今回出来たってことはとっても評価に値すると思います。それで目標を設定するということは、具体的にどのようにしていくかっていうこともある程度、方策が立てられているんじゃないかなと思うんですけども、私の方の考えは一評価員としてなんですけども、やっぱり行政の方がどのようにしていくかってこと、私の事業所、今度4月14日の日に、市の、私居宅の管理者なんですけども、実地指導が入ります。それで、その項目の所に今回の何ていうんですか、第三者評価してますかっていう所が載っていて、これは良かったなと思います。今回ここまでは県の方でやったんですけども、今年度はこの後どのような形で第三者評価というものをもうちょっと押し進めていくかっていうことと、もう一つは評価機関の方もやっぱり努力してもらいたいってところも何か考えていかなければいけないんじゃないかなと思っております。評価機関の方は先ほどお話あった、30万円あるってことでね、それはとてもいい事で、それをどんな形で宣伝っていかPRしていくかっていうことで、一つは県の方で資料、広告を作っていただいて、評価機関の方でそこをキャッチして、その広告を印刷して持っていくとってかかっていうような形も一つできるんじゃないかなと思うんですけども、やはり評価機関としてどのような

目標に対して取り組むかということと、行政としてはこういうふうにやっていくっていうようなことが明確になってくると、また年度終わってから私たちがいつも、私ケアマネに言って評価、PDCA サイクルでいきなさいっていうようなことで、評価もね、できやすいと思いますので、そのような形もお示しできていただければいいかなと思います。以上です。

(中島分科会長)

県の方の周知、進め方の事と、それから評価機関同士の、どう言ったらいいでしょう、以前、県に設定してもらった会議をやりましたよね。そういった会議で、もう少し取り上げた方がいいという意味合いなんですか。

(塩崎委員)

そうです。やっぱり評価機関として努力義務というような、私も個人事業でやってますもので、やっぱり営業ってということもあるってことを考えると、評価機関の方も、ただ待ってるだけじゃなくって、もっと打ち出していきたいと。私の所属してる所は、けっこう理事長さんとか、ほかのスタッフの方々が顔のつながりが広いもので、そこで営業掛けたりしてるんだけど、やっぱりそんなようなことも踏まえて、ほかの評価機関の方も全体的にこの第三者評価事業がもっと広がっていくような形で、事業者としてどういう努力が大事なのかっていうようなものをお示しとか、評価機関の中で考えていただいてもいいんだけど、そんなふうにしていただければいいかなと思いました。

(中島分科会長)

この点についてはどうでしょうか。

(事務局)

はい。まず県の受審目標の推進についてですが、基本的に当課は監査の部署でもありませんので、法人、施設の監査に行った際にはですね、受審勧奨をしてくるということで、基本的にコロナ禍でちょっと監査の周期はずれているんですけど、3年で全法人と施設行けるような状況でやってましたので、そのように受審勧奨をしていくと。あとは、児童クラブについては所管課と連携しながら制度の周知をしていきたいと考えてます。あと評価機関に対するですね、援助というかの点ですが、毎年研修をやっておりますので、その際には評価機関の皆さんも全て参加していただきますので、その時にでも、評価機関としても営業なり頑張っていたきたいという点で、具体的には県でもちらしを作ってますので、それを共有させていただいて、それを使っていただいて、営業にも回っていただく事も可能ですよといったようなことも示せられたらと考えてます。

(中島分科会長)

よろしいでしょうか、塩崎委員さん。

(塩崎委員)

はい。

(中島分科会長)

済みません、私の進行の下手さで時間が過ぎてしまっていますので、この件についてはここで打ち切りたいんですけど、よろしいでしょうか。今までの御意見を踏まえて、県の方には対応をお願いしたいと思います。

(3)「長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第2条第15号に規定する評価手法、評価項目等について」の一部改正について(資料3)

(中島分科会長)

続いて会議事項(3)「長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第2条第15号に規定する評価手法、評価項目等について」の一部改正についてを事務局からお願いいたします。

(事務局 資料3説明)

(中島分科会長)

ただいまの説明につきまして御質問、御意見ございますでしょうか。塩崎委員さん、特にいかがでしょう。もし何かあれば、質問、意見、感想でもいいです。

(塩崎委員)

はい。特に。

(中島分科会長)

いいですか。

(塩崎委員)

大丈夫、はい。

(中島分科会長)

そのほかの委員さんいかがでしょうか。よろしいですか。御意見等がないようですので、会議事項(3)「長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第2条第15号に規定する評価手法、評価項目等について」の一部改正については以上といたします。

(4) その他

(中島分科会長)

それでは会議事項(4)その他として全体を通して何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいですかね。はい。ありがとうございます。皆様の御協力により、スムーズに議事を進行することができました。以上で会議事項は全て終了いたしました。何とか11時半には終わりましたので、それでは以降の進行は事務局でお願いいたします。

(大林福祉監査幹)

中島分科会長様、議事進行ありがとうございました。次回の開催につきましては来年度の7月頃、オンラインによる開催を予定しております。詳細につきましては、改めて御通知を差し上げたいと思います。以上をもちまして、令和3年度第2回長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。